

旭川市立小中学校 働き方改革推進プラン (第3期)

令和7年3月
旭川市教育委員会

目 次

I 改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 改訂の趣旨，計画期間，計画の位置付け
- 2 国や北海道の動向
- 3 学校を取り巻く状況

II これまでの取組の成果と課題・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 北海道の現アクション・プラン工程表に掲げられた指標の進捗状況
- 2 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）主な取組みについて
 - 重点取組1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備
 - 重点取組2 部活動指導に関わる負担の軽減
 - 重点取組3 勤務時間を意識した学校運営体制の充実
 - 重点取組4 教育委員会によるサポート体制の充実
- 3 教職員の勤務時間の状況
- 4 教職員意識調査の実施
- 5 働き方改革推進校の取組
- 6 取組の成果と課題

III 推進プラン（第3期）の概要・・・・・・・・・・・・ 13

- 1 推進プラン（第3期）の位置付け
- 2 取組の方向性
- 3 目標，取組期間
- 4 推進体制
- 5 保護者や地域住民の理解促進
- 6 学校・教員が担う業務の適正化の促進

IV 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- 重点取組1 校務の効率化と役割分担の推進
- 重点取組2 部活動指導に関わる負担の軽減
- 重点取組3 学校運営体制の見直しなどによる改善

重点取組 4 意識の変容を促す取組

重点取組 5 学校サポート体制の充実

V 働き方改革の推進に当たっての留意事項・・・・・・・・21

1 上限時間について

2 虚偽の記録等について

3 持ち帰り業務について

巻末資料

教職員意識調査回答集計結果

I 改訂の趣旨

1 改訂の趣旨，計画期間，計画の位置付け

ア．改訂の趣旨

旭川市教育委員会（以下「市教委」）では，子どもたちの豊かな学びや成長に向け，教職員が誇りや情熱，やりがいとともに，心身ともに健康でいきいきと子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進するため，平成31年度に旭川市小中学校働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」）を策定している。令和2年1月には，国から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示され，令和4年度に教職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内，1年間で360時間以内を目標とする推進プラン（第2期）に改訂した。

その後，全国的な教員不足などが課題となる中，令和5年に中央教育審議会から示された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）（以下「緊急提言」）や北海道教育委員会（以下「道教委」）が策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第3期）」（以下「アクション・プラン」）を踏まえ，これまでの取組を継承するとともに，更なる改善・充実を図り，道教委や各学校と連携しながら，継続的かつ計画的に，実効性のある取組を推進するため，推進プラン（第3期）に改訂するものである。

イ．計画期間

平成31年度～令和3年度 旭川市小中学校働き方改革推進プラン

令和4年度～令和6年度 旭川市小中学校働き方改革推進プラン（第2期）

令和7年度～令和9年度 旭川市小中学校働き方改革推進プラン（第3期）

国や北海道の動向，本市の小中学校における取組状況を踏まえ，必要に応じて適宜見直し・改善を図る。

ウ．計画の位置付け

第2期旭川市学校教育基本計画

目標3「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」

基本施策7「学校の教育力の向上」

取組17「教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進」

2 国や北海道の動向

年 月	国（文部科学省等）の動き	北海道（道教委）の動き
平成 29 年 6 月	○中央教育審議会（中教審）に学校における働き方改革に関する総合的な方策を諮問	
平成 29 年 8 月	○中教審が学校における働き方改革に係る緊急提言	
平成 29 年 12 月	○中教審が中間まとめを公表 ○学校における働き方改革に関する緊急対策	
平成 30 年 3 月	○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン策定（スポーツ庁）	○学校における働き方改革 北海道アクション・プラン策定
平成 31 年 1 月	○中教審が答申を取りまとめ ○公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（上限ガイドライン）策定（超過勤務の上限を月 45 時間以内、年 360 時間以内と規定）	
平成 31 年 3 月	○審議会答申を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組の徹底について各教育委員会に通知	○アクション・プラン改訂
令和元年 7 月		○アクション・プラン改訂
令和元年 12 月	○改正給特法 ^{※1} 公布（上限ガイドラインを指針に格上げ、休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制の適用）	
令和 2 年 1 月	○「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（上限指針）を告示	
令和 2 年 3 月		○アクション・プラン改訂
令和 2 年 7 月	○上限指針改正（一年単位の変形労働時間制に係る内容追加）	
令和 2 年 12 月		○給特条例 ^{※2} 改正（一年単位の変形労働時間制に係る規定追加）

令和3年2月		○一年単位の変形労働時間制に係る規則公布，要領制定
令和3年3月		○アクション・プラン（第2期）策定
令和4年12月	○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動に関するガイドライン」（スポーツ庁）	
令和5年5月	○中教審に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の取りまとめを踏まえ，「緊急提言を踏まえた取組の徹底等について」を諮問	
令和5年6月	○内閣府が教師が担う業務の適正化等の「質の高い公教育の再生等」が盛り込まれた「経済財政運営と改革の基本方針2023」を閣議決定	
令和5年8月	○中教審が「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」を提言	
令和6年3月		○アクション・プラン（第3期）策定
令和6年7月		○道立学校職員の在宅勤務実施要領策定
令和6年8月	○中教審が「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の取りまとめを踏まえ，「緊急提言を踏まえた取組の徹底等について」を答申	

※1 給特法：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

※2 給特条例：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例

3 学校を取り巻く状況

- (1) 3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に加え、地球規模で進む気候変動やDX・GXの進展など、社会が加速度的に変化し、予測が困難な時代が到来しており、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。
- (2) このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- (3) そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。
- (4) 一方、依然として長時間勤務の教員が多いという実態に加え、全国的に教員不足が深刻となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。
- (5) 学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

Ⅱ これまでの取組の成果と課題

1 北海道の現アクション・プランに掲げられた指標の進捗状況

重点取組	進捗状況	道の指標	本市の状況
働き方改革手引 「Road」の積極的な活用	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	コアチームを設置している学校	中核となる「コアチーム」を設置しているか。(R4年度に全校設置と回答)
	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	チェックリストを活用している学校	取組が進んでいるのかを検証するチェックリストを活用しているか。(R4年度に全校活用中と回答)
地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	保護者・地域に対する、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施している学校	保護者や地域・社会に働き方改革への理解や協力を求める取組を実施しているか。(R4年度に全校実施中と回答)
在校等時間等の客観的な計測・記録と公表	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	市町村立学校も含めた時間外在校等時間を集計・公表している	市教委が各校の実績を集計し、四半期毎に市ホームページに公表している。
メンタルヘルス対策の推進等	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	衛生管理者又は衛生推進者を選任している学校	労働安全衛生法に基づき、衛生管理者又は衛生推進者を選任していますか。(R4年度に全校専任中と回答)
	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	ストレスチェックをしている学校	市教委が教職員を対象に毎年ストレスチェックを実施している。
I C Tを積極的に活用した事業等の推進	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	＜参考＞I C Tを活用して教材や指導案の共有化を図っている学校	I C Tを活用して教材や指導案の共有化を図っていますか。 (R6年度 共有化していないと回答した学校なし)
部活動休養日等の完全実施	上:R4年度 中:R6年度 下:道のR6年度	＜参考＞部活動休養日等を設定実施している学校	部活動ガイドライン等に基づき部活動休養日を設定している

※道教委が毎年9月頃実施する「北海道アクション・プラン取組状況調査」の各校回答集計結果等に基づく

2 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）主な取組みについて

重点取組1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・特別支援教育補助指導員，教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ），スクールカウンセラー，学校司書など，様々な分野の専門スタッフの配置を進めた。また，給食費の公会計化に向けた検討を行っている。
- ・ICTを活用した業務の推進については，各教科の学習指導案や教材をクラウド上で共有できるように工夫することや，保護者からの児童生徒の出欠連絡にマチコミメールを活用することなどにより，教員の負担軽減に取り組んだ。
- ・学校の建替や大規模な改築の際，通信環境や職員室等の執務環境を改善するとともに，各学校においては，物品，文書整理などの環境整備を図り，教職員が働きやすい環境づくりを進めた。
- ・学校における働き方改革の趣旨について，保護者や地域住民の理解を促進したほか，コミュニティ・スクールにおいて，学校運営に地域住民の参画を促し，学校と地域の連携・協働による取組を進めた。

○継続～専門スタッフの配置，ICTの活用，通信環境・執務環境整備，学校と地域の連携協働など

○検討継続～給食費の公会計化

重点取組2 部活動指導に関わる負担の軽減

- ・旭川市立中学校部活動ガイドライン及び各学校が策定した部活動に係る方針に基づき，部活動における休養日及び活動時間を適切に設定しているほか，部活動指導員の配置や部活動の統廃合，合同チームの設置など部活動数の適正化に努めた。
- ・国の部活動改革を踏まえ，市の関係部局及び地域部活動の運営主体として想定される関係団体との連携協力や，休日の指導等を担う地域人材の確保に向けた検討を進めている。

○継続～部活動の休養日，活動時間の設定，部活動指導員の配置，部活動数の適正化など

○検討継続～関係団体との連携協力

重点取組3 勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実

- ・教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践し，効率的に業務を遂行するため，勤務時間の客観的な計測と記録を継続するとともに，その結果に基づき，各学校においては，校内事務分掌の平準化に取り組んだ。
- ・心身の健康を保持するため，長期休業中における学校閉庁日を設定しているほか，教職員一人一人がワークライフバランスの視点を持ち，勤務時間を意識した働き方を実践できるよう，各学校においては，月2回以上の定時退勤日や年次有給休暇の取得促進に取

り組んだ。

- ・校長及び教頭を補佐する主幹教諭の配置や、総務や財務に通じた事務職員の専門性を生かした校務運営への参画により、学校の組織運営の充実を図るとともに、運動会や体育大会などの学校行事の精選・見直しを進め、業務の効率化と適正化に取り組んだ。

○継続～勤務時間の客観的な計測と記録，学校閉庁日の設定，校務事務の平準化，主幹教諭の配置，事務職員の校務運営参画，学校行事の見直し・精選など

重点取組4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ・全校でストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調となることを未然に防止のための取組を進めた。
- ・学校への調査業務等の見直しを継続するとともに、研修について、参加者の負担軽減を考慮した日程や内容の検討，オンデマンド研修の実施により，教職員の事務負担の軽減に取り組んだ。
- ・学校における法的な対応が必要な事案の解決を支援するため，弁護士（スクールロイヤー）による相談体制を整備した。
- ・共同学校事務室を設置し，学校間の事務の標準化を進め，事務処理の効率化を図るとともに事務職員の資質向上に取り組んだ。

○継続～ストレスチェック，教職員事務負担軽減，相談体制整備，共同事務室の設置など

3 教職員の勤務時間の状況

(1) 勤務時間の計測と記録

旭川市立小中学校においては，平成31年4月からパソコンソフトを活用し，客観的な方法により教職員の勤務時間の計測と記録を行い，その結果を本市ホームページで公開している。

(2) 時間外在校等時間の状況

勤務時間の計測と記録を開始したことにより，教職員には勤務時間を意識した働き方が年々浸透し，時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は低下傾向にあるものの，依然として在校時間等時間の上限を超える者が一定程度存在しており，長時間勤務が必ずしも解消していない実態がある。上限を超える者の割合は校種や職種によって異なり，職員数が最も多い教諭については，小学校，中学校ともにその割合は下がっているものの，教頭や主幹教諭については，上限を超える者の割合がそれぞれ7割弱，4割弱であり，他の職種に比べ長時間勤務の者の割合が高い状況が見られる。

時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合

小学校

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
校長	5.8%	7.9%	5.2%	4.4%	2.2%
教頭	78.5%	76.0%	73.4%	76.8%	70.1%
主幹教諭	40.3%	43.0%	41.0%	40.4%	33.6%
教諭	19.4%	16.3%	15.6%	15.1%	12.4%
養護教諭	9.0%	10.7%	8.6%	9.8%	10.0%
栄養教諭	6.0%	4.3%	2.6%	5.7%	2.6%
事務職員	6.2%	7.7%	6.9%	6.1%	3.2%
全体	20.6%	18.3%	17.3%	17.0%	14.2%

中学校

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
校長	8.3%	10.1%	12.8%	13.5%	10.0%
教頭	68.9%	73.0%	70.7%	69.6%	65.3%
主幹教諭	46.3%	44.4%	37.5%	42.5%	38.9%
教諭	32.3%	29.8%	27.7%	28.5%	22.5%
養護教諭	14.9%	7.2%	5.7%	7.9%	5.3%
栄養教諭	0.0%	11.3%	16.7%	2.1%	0.0%
事務職員	7.8%	11.2%	17.5%	10.7%	3.3%
全体	30.6%	29.5%	27.8%	28.4%	22.7%

小中学校全体

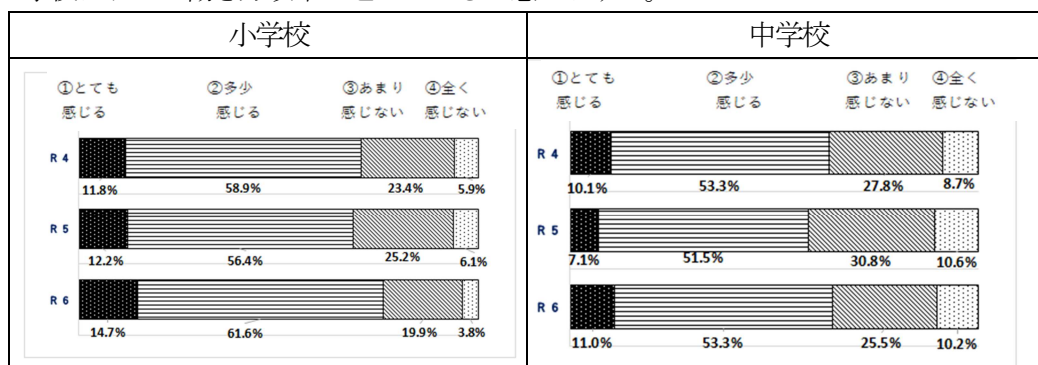
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
校長	6.6%	8.6%	7.7%	7.3%	4.8%
教頭	75.3%	75.0%	72.5%	74.4%	68.5%
主幹教諭	42.7%	43.6%	39.6%	41.2%	35.7%
教諭	24.0%	21.0%	19.8%	19.7%	15.8%
養護教諭	10.9%	9.6%	7.7%	9.2%	8.6%
栄養教諭	5.2%	5.4%	5.0%	5.1%	2.2%
事務職員	6.7%	8.9%	10.5%	7.7%	3.2%
全体	24.1%	22.1%	20.9%	20.9%	17.1%

4 教職員意識調査の実施

市教委では、教職員の勤務状況や働き方改革に関する意識などを把握し、学校における働き方改革に向けた取組の参考とすることを目的に、令和元年度から毎年度、教職員を対象とした働き方改革に係る意識調査を実施している。

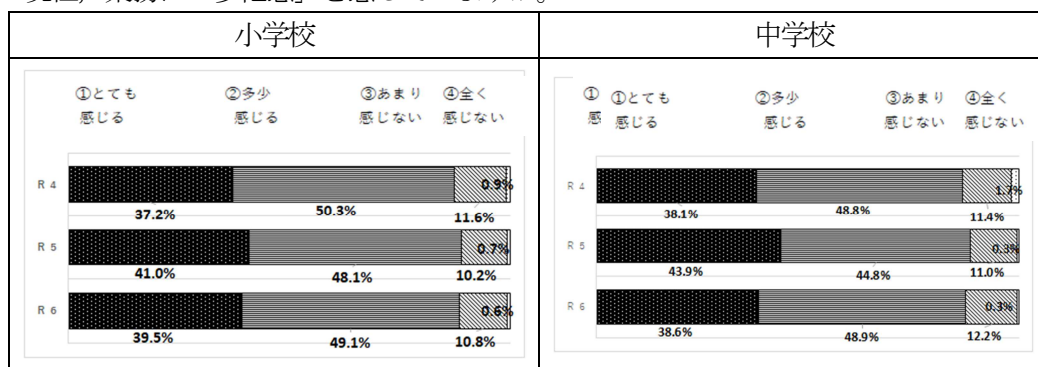
その調査結果を見ると、働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合は増え、多忙感を感じている教職員の割合は令和4年度までは減少していたが、令和5年度に小・中学校とも一転して増加、令和6年度に再び減少に転じている。また、勤務時間を意識して勤務している教職員の割合は低下の状況も見られるが、一方で時間外を減らそうと意識する教職員の割合は増加していることから、総じて働き方改革に対する教職員の意識が高まってきていることがうかがえる。

(1) 学校において働き方改革が進んでいると感じますか。



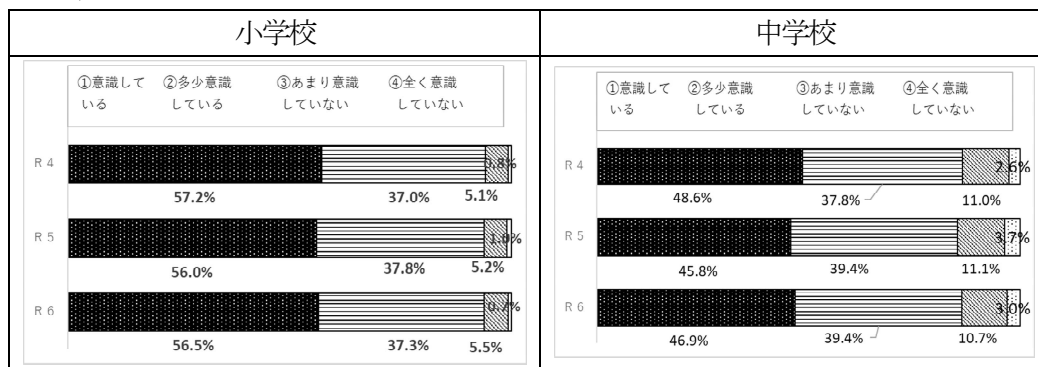
※働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合（「①とても感じる」と「②多少感じる」の合計）について、令和4年度と令和6年度を比較すると、小学校で5.6ポイント、中学校で0.9ポイントそれぞれ上昇している。

(2) 現在、業務に「多忙感」を感じていますか。



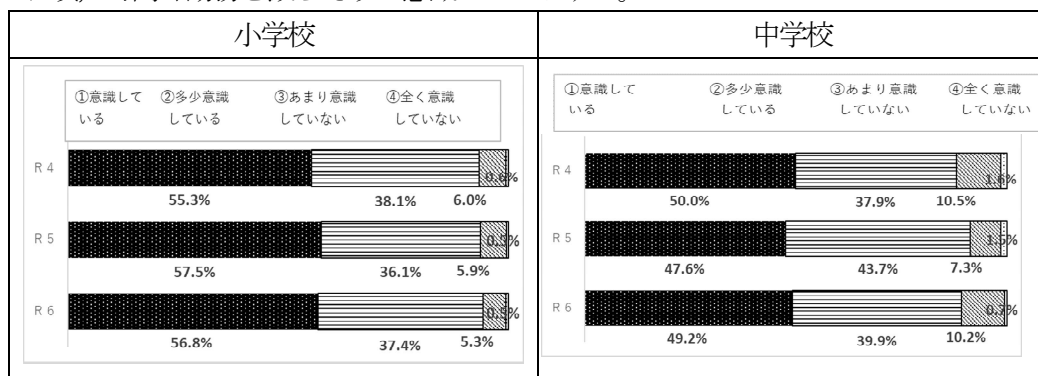
※「多忙感」を感じている教職員の割合（「①とても感じている」と「②多少感じている」の合計）について、令和4年度と令和6年度を比較すると、小学校で1.1ポイント、中学校で0.6ポイントそれぞれ上昇している。

(3) 日頃、勤務時間（出出勤時間や時間外勤務）を意識して勤務していますか。



※勤務時間を意識している教職員の割合（「①意識している」と「②多少意識している」の合計）について、令和4年度と令和6年度を比較すると、小学校で0.4ポイント、中学校で0.1ポイントそれぞれ低下している。

(4) 日頃、時間外勤務を減らそうと意識していますか。



※時間外勤務を減らそうと意識している教職員の割合（「①意識している」と「②多少意識している」の合計）について、令和4年度と令和6年度を比較すると、小学校で0.8ポイント、中学校で1.2ポイントそれぞれ上昇している。

5 働き方改革推進校の取組

令和元年度、道教委は「新時代の教育を支える働き方改革促進事業」を実施し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各1校を推進校に指定し、校長経験者や民間コンサルタントの助言を受けながら推進校における業務改善に取り組み、その成果をもとに、「北海道の学校における働き方改革手引（Road）」を取りまとめた。その後も道教委は推進校を拡大し、Roadを活用しながら引き続き実践研究を進めている。

令和4年度から推進校に指定されている旭川市立東光小学校では、教職員の意識改革が進み、様々な業務改善の取組により業務の効率化が図られ、働き方改革が着実に実を結んでいる状況が見られる。

旭川市東光小学校における働き方改革の取組

～令和6年度働き方改革推進事業最終報告要旨より

アクション・プランに掲げる取組

1 校務の効率化と役割分担の推進（アクション・プラン Action 1 に該当）

重点 ICTの活用による校務効率化の推進

- ①学校ポータルサイトを制作し、朝の打合せの廃止や会議の縮減、職員会議等の文書のペーパーレス化においても必要な情報を校務PCとタブレットのどちらでも参照と活用ができるように情報共有環境を整備した。
- ②家庭からの欠席等の連絡を google フォームで行うことにより、担任がどこにいてもタブレットで確認できる環境を構築したことにより朝の教頭及び職員の業務が大幅に改善された。
- ③Google スプレッドシートに行事予定、時数集計、指導割当等の情報を担当者が直接入力することで、打ち合わせ時間の軽減、時間割作成業務の効率化、協働体制の最適化につながった。

2 学校運営体制の見直しなどによる改善（アクション・プラン Action 3 に該当）

重点 教頭の業務縮減

- ①教頭の業務について精査し、特に PTA 業務、いじめ対応、学校評価などの業務を主幹、教務主任、事務職員等に業務移行を行うことにより大幅な業務縮減となった。
- ②PTAの4つの専門部と学級役員を廃止し、一人一活動制へ組織改革すること教頭及び学級担任の負担減になるとともに、保護者にとっても負担軽減及び会費減額となった。
- ③電話対応時間を朝7時45分から午後6時までとすることを保護者に協力依頼したことにより、朝早い時間や午後5時以降の電話が減少し、大幅な業務縮減となった。

3 意識の変容を促す取組（アクション・プラン Action 4 に該当）

重点 働き方改革の意識を高める取組の推進

- ①全職員が働き方改革の目的を共有し、意識を高めるため自校の基本方針を再構築し、E（環境）、A（業務）、S（体制）、T（時間）の4つの視点について学校改善を推進していく「東光小働き方改革EASTプラン」を提示した。
- ②EASTプランの視点ごとに「すでに取り組んでいるもの」「今年度から取り組むこと」「今後取り組みたいこと」を視覚化すること改革に向けた期待を実感でき、自走する組織への意識を高めることにつながった。
- ③教科横断的な教育課程の見直しと行事の精選により5時間授業の日を週1日設定し放課後の時間を確保することで精神的な余裕が教育の質の向上につながった。
- ④超過勤務の状況を「個人」「職員平均」「教頭」の3種類のシートに視覚化し、進捗状況や成果の確認を図るとともに、各シートの状況を分析し、多くの新たな改革の創出につながった。

6 取組の成果と課題

- ・時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合は、小中学校全体で令和元年度 (24.1%) 同 5 年度 (17.1%) の調査結果を比較すると 7 ポイント減少している。

また、毎年、実施している「働き方改革に係る教職員の意識調査」において、令和元年度と令和 6 年度で比較すると、「日頃、勤務時間を意識して勤務しているか」の設問では、「意識している」又は「多少意識している」と回答した者が小学校で 2.4 ポイント、中学校で 5.7 ポイント、さらに、「日頃、時間外勤務減らそうと意識しているか」の設問では、同じく小学校で 2.8 ポイント、中学校で 7.1 ポイント上昇するなど、学校における働き方改革の取組が着実に進められている。

- ・一方で、教員の時間外在校等時間の状況には一定の改善が見られるものの、依然として時間外在校等時間が上限を超える教員も一定程度存在している。特に、各種調査等への対応や学校内外の調査等により、教頭や主幹教諭については、長時間勤務者の割合が高い。

今後、これらの状況の改善を図るためには、緊急提言で示されている「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」を踏まえ、道教委、市教委、学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進める必要がある。

【学校・教師が担う業務に係る 3 分類】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

Ⅲ 推進プラン（第3期）の概要

1 推進プラン（第3期）の位置付け

市教委では、国の指針第2章第2節(1)に基づき、旭川市立学校管理規則第11条の2に上限方針を定めたところであり、推進プラン（第3期）は、同条第3項の規定に基づき、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

また、推進プラン（第3期）に基づく取組は、第2期旭川市学校教育基本計画の基本施策7「学校の教育力の向上」の取組17「教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進」に位置付けられるものである。

2 取組の方向性

子どもたちの豊かな学びや成長のためには、教職員が誇りや情熱を持ち、やりがいを実感しながら、心身ともに健康でいきいきとした姿で子どもたちと向き合うことができる環境づくりが重要である。

そのため、これまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながる取組を推進することとする。

また、学校における働き方改革の推進に当たっては、国や道教委、市教委、さらには家庭や地域を含めた全ての関係者が課題を共有し、学校種による勤務態様の違いや教育職員という仕事の特性を踏まえ、取組を進めていくことが重要である。

そのため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たな推進プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していく。

なお、本推進プランについては、道教委が策定している学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第3期）との整合を図り、道教委とも連携を図りながら学校における働き方改革を推進していく。

3 目標、取組期間

上限方針に定めた在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおりスローガン、目標、重視する視点、取組期間を設定する。

(1) スローガン

子どもたちの豊かな学びや成長に向け、教職員が誇りや情熱を持ち、やりがいを実感しながら、心身ともに健康でいきいきと子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進する。

(2) 目標

教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(3) 重視する視点

ア 改革を「自分事」に

ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長

イ 「自走」するチーム

未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築

ウ 地域との「協働」

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

(4) 取組期間

令和7年度から令和9年度までの3年間とする。

4 推進体制

(1) 市教委及び学校の役割

ア 市教委の役割

- ・学校における働き方改革を進めるための計画や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導する。
- ・学校における働き方改革を進めるための取組を主体的に実施するとともに、実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備を進める。
- ・教職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対し、業務や環境整備の状況について検証を行い、改善に取り組む。

イ 学校の役割

- ・校長は、学校経営方針や重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全ての教職員の共通理解の下、勤務時間を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・校長は、アクション・プランや本推進プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、道教委の働き方改革手引「Road」や国の「働き方改革事例集」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

(2) 取組の検証・改善

市教委は、各学校の教職員の勤務時間の状況を把握するとともに、定期的に教職員を

対象とした意識調査を実施して検証を行い，見直しと改善を進める。

5 保護者や地域住民の理解促進

学校教育の質の向上には，学校，家庭，地域の連携と協力が不可欠であり，その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が重要である。学校における働き方改革を進める上でも，相互の信頼関係のもと，その趣旨について保護者や地域住民の理解を深めるなど，社会全体で認識を共有する必要がある。

そのため，市教委においては，旭川市PTA連合会等の関係団体と連携しながら，学校における働き方改革の取組についての周知を図る。

各学校においては，働き方改革や業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに，学校運営協議会において，保護者・地域住民と積極的なコミュニケーションを通じて共通認識を図るなど，円滑な学校運営に努める。

6 学校・教員が担う業務の適正化の促進

市教委及び学校は，緊急提言で改めて示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ，必要性が低下し，慣習的に行われている業務について，業務の優先順位を付けて廃止することや，学校内外との関係において適切に連携・分担ができるよう，関係機関とも連携しながら，地域や保護者の理解の促進に努める。

業務の適正化の推進にあたっては，緊急提言で併せて示された「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための対応策の例」も参考に，道教委，市教委，学校のそれぞれが役割を果たしながら，取組を進める。

IV 具体的な取組

重点取組 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 **継続**

ア オンライン教材の提供と活用促進を図るとともに、各教科等の指導方法や教材等について、クラウド上での共有や校内プラットフォームでの閲覧ができるようにするなどして、授業準備や校内研修を支援し、学級担任、校内研修担当などの教員の負担軽減を図る。

イ 名簿情報管理や成績処理、指導要録・通知表作成、校務分掌業務など、教員の事務負担軽減に向けて、クラウド上で使用できる校務支援ソフトウェアの導入やICT環境の整備に努める。

ウ 各種会議のオンライン化やスケジュール管理、会議資料等のクラウド共有、学校間の情報共有や学校と保護者の連絡手段のデジタル化など、校務処理の負担軽減を進める。

(2) 保護者・地域との連携協働 **継続**

ア 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨に対する理解と各学校の教育活動に積極的に協力してもらえるよう、学校の業務の実情や働き方改革の取組について、積極的に情報提供を行う。

イ 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールを通じて、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進する。

ウ 学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について、市長部局と教育委員会が一体となって、実行性を高める取組を推進する。

(3) 専門スタッフの配置促進 **継続**

ア 道教委の各種事業を効果的に活用することにより、加配教員や非常勤講師の配置を促進するほか、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を促進する。

イ 不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者と学校を支援するため、スクールカウンセラーの配置時間の拡充に努めるほか、いじめや不登校の対応については、いじめ防止対策推進課に配置されているいじめ対策支援員等の活用を促進する。

ウ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育活動の充実と担当教員の負担軽減を図るため、特別支援教育補助指導員を配置する。医療的ケアが必要な児童生徒への対応を行う看護職資格を持つ補助指導員も引き続き配置する。

エ 旭川市教育支援センター「ゆっくらす」において、不登校及びその傾向にある児童生徒の学校生活への適応や学校復帰に向けた支援及び指導、保護者や在籍校の担当教員の支援を行う。

オ 小学校外国語活動及び中学校外国語を担当する教員の指導補助を行うため、外国人英語指導助手（ALT）及び外国語活動サポーターを配置する。

カ 学校図書館の蔵書管理や読書環境の整備に係る教職員の負担軽減を図るため、学校司書を配置する。

(4) 給食費の公会計化による負担軽減 **検討継続**

- ア 各学校が私会計で管理し、教職員が担っている集金や未納者への対応などの負担軽減に向け、国が示す会計業務に係るガイドラインを踏まえ、給食費の公会計化への取組を進める。

重点取組 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日の完全実施 **継続**

- ア 国のガイドラインや道教委の方針を踏まえて策定した旭川市立中学校部活動ガイドライン及び各学校が策定した部活動に係る方針に基づき、部活動における休養日及び活動時間を適切に設定する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築 **継続**

- ア 国のガイドラインや道教委の方針を踏まえて部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、国及び道教委が実施する補助事業を活用し、顧問の教員の代わりに単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置し、効果的な活用を図る。

- イ 学校は、特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置により、負担の平準化や軽減を図るとともに、学校規模や教員の配置状況を踏まえた適切な部活動数となるよう、部活動の統廃合や合同チームの設置を検討するなど、部活動数の適性化に努める。

(3) 大会等に係る負担の軽減 **新規**

- ア 学校は、部活動休養日が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安を定め、参加する大会等を精査する。

(4) 部活動の地域移行や地域連携 **検討継続**

- ア 国の部活動改革の方向性や道教委による「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を踏まえ、市長部局等との連携協力や、地域人材の確保に向けた取組を進める。

重点取組 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減 **新規**

- ア 学校運営の要である教頭が、各種調査への対応や学校内外の調整により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務縮減を図る。

- ① 学校への調査について、必要性和手法を検討するとともに、廃止を含め見直し簡素化を進める。

- ② 校長会との意見交換などで把握した要望を踏まえ、縮小や簡素化を検討する。

- イ 校長は、学校運営を行うに当たり、教頭の業務負担も考慮しながら、業務内容や業務分担の見直しを進め、校内体制を整備するとともに、日頃から一般教員との対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成し、教頭の業務の分散化を図る。

(2) 学校行事の精選・重点化 **継続**

- ア 市教委は、学校行事の準備が教員の過度な負担とならないよう、働き方改革の必要性和

意義を保護者や地域に発信し、学校の取組を支援する。

イ 各学校は、教育上真に必要なとされる学校行事の精選や重点化を図るとともに、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信し、共通理解を図る。

ウ 各学校は、学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力などにより、準備の簡素化、省力化等を進める。

(3) 適切な教育課程の編成・実施 **継続**

ア 市教委は、標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

(4) 適正な勤務時間の管理等 **継続**

ア 各学校に対し、児童生徒の登下校時刻や部活動、学校の諸会議について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。

イ 各学校に対し、やむを得ず「超勤 4 項目」以外の業務を、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、週休日の振替制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進 **継続**

ア 引き続き「Road」や国の「働き方改革事例集」を実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れ、改革を推進する。

(6) 若手教員への支援 **継続**

ア 若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、初任段階教員研修の機会を通じて、教員同士が学校の状況や情報交換を行えるコミュニケーションの場を設置する。

(7) 学校の組織運営に関する見直し **継続**

ア 各学校が設置する特別委員会のうち、類似の内容を扱うものについて整理・統合や構成員の統一を図るなど、業務の効率化と適正化を進める。

重点取組 4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 **継続**

ア 働き方改革を進める上で PDCA サイクルを機能させることの重要性や時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改革を図る。

イ 校長は、学校経営方針や重点目標に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関し、時間外勤務の縮減時間や年次有給休暇の取得日数など具体的な目標を設定する。

ウ 校長は、在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、働きやすさや働きがいの意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。

エ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解及び職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進 **継続**

ア 教職員一人一人がワークライフバランスの視点を持ち、勤務時間を意識した働き方を実践するよう、各学校において、月2回以上の定時退勤日や年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間の設定を行うほか、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

イ 修学旅行の引率業務等に係る変形労働時間制のほか、週休日等に係る振替期間の特例制度や勤務時間のスライド、割振変更など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効に活用し、正規の勤務時間の割り振りを適正に行う。

(3) 働き方改革に関する研修の実施 **継続**

ア 市教委が主催する研修等の機会に、働き方改革に関する情報提供や好事例の紹介を行う。

イ 各学校において、教職員を対象とした働き方改革に関する研修を実施し、業務の改善・見直しなど勤務時間を意識した働き方への取組の浸透を図る。

(4) これまでの取組の着実な推進 **継続**

ア 心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

イ 各学校において教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、分析することで、長時間勤務の要因や教職員間の業務負担の偏り等を把握し、校内サポート体制の構築や校務分掌の平準化に取り組む。また、市教委は、教職員の在校等時間を適宜、公表する。

ウ 教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践し、見通しを立てて効率的に業務を遂行する機運の醸成を図る。

重点取組5 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進 **継続**

ア 市教委は、教職員にストレスへの気付きを促し、適切な労働環境を確保するため、ストレスチェックを実施し、その結果に基づく医師による面接指導や学校への集団分析結果の提供を行うなどメンタルヘルス対策を推進する。

イ 校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

(2) トラブルに直面した際のサポート体制の構築 **継続**

ア 学校における法的な対応が必要な事案の解決を支援するため、弁護士（スクールロイヤー）による法的な観点から助言等を受けることができる相談体制を整備する。

イ 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

(3) 調査業務等の見直し **継続**

ア 市教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象とした調査や委員の派遣等について、その必要性や妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、統合を進める。また、市長部局に対しても同様の見直しや改善を求める。

イ 市教委は、各種団体から学校に届く各種コンクールへの出展依頼や家庭向け配布物等が教職員に過度の負担とならないよう、当該団体に対し、教職員の負担軽減に向けた協力を要請する。

(4) 研修・会議の精選・見直し **継続**

ア 市教委が主催する教職員研修について、参加者の負担軽減を考慮し、日程や実施内容の精査、オンデマンド研修の実施など精選・見直しを進める。

イ 働き方改革を意識した組織運営マネジメントやメンタルヘルス対策など、働き方改革の視点を盛り込んだ教職員研修の実施に努める。

(5) 主幹教諭の配置促進 **継続**

ア 学校が抱える様々な課題に迅速かつ組織的に対応していくため、学校の組織運営体制・指導体制の充実を図る観点から配置される主幹教諭について、道教委に積極的に配置を申請し、引き続き配置促進に努める。

(6) 学校が作成する計画の見直し **継続**

ア 各学校に対し、新たな計画の作成を求める場合には、既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行うとともに、必要に応じてひな形を提供する。

イ 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。

ウ 各教科等の指導計画の有効な活用を図るため、学校の実情に応じ、複数の教員で協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

(7) 共同学校事務室の活用 **継続**

ア 全市に導入した共同学校事務室を活用し、学校事務の標準化・効率化や適正化、事務職員の資質向上、教職員の負担軽減のための働き方改革の推進を図る。

イ 事務職員が専門性を生かし、自主的・主体的に校務運営に参画することができる環境整備を促進する。

(8) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進 **継続**

ア 学校から保護者への緊急性が高い連絡については、一斉メール配信により、迅速かつ確実な情報提供を効率的に行う。

イ 保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進するとともに、留守番電話機能等も活用する。

V 働き方改革の推進に当たっての留意事項

学校における働き方改革の推進に当たっては、国の上限指針を踏まえ、次の事項に留意する。

1 上限時間について

国の上限指針や市教委が定めた上限方針については、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではなく、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組むものであること。

学校の管理職及び市教委は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

2 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

3 持ち帰り業務について

本来、持ち帰り業務は行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。

校長及び市教委は、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

教職員意識調査回答集計結果

I 調査概要

1 調査目的

旭川市立小中学校における教職員の最近の勤務状況や働き方改革に関する取組，意識などを把握することによって，学校における働き方改革に向けた取組の参考とする。

2 調査対象校

旭川市立の全小中学校

3 調査対象教職員

校長，教頭，主幹教諭，教諭（助教諭を含む），養護教諭，栄養教諭，事務職員

※1 再任用職員及び期限付職員（欠員補充，産休代替，育休代替等），市の少人数学級編制に伴う市費負担教員のうち，フルタイムで勤務する職員を含む。

※2 再任用職員（ハーフタイム），時間講師，学習指導員及びスクールサポートスタッフのほか，産休，育休，休職中など調査期間中に不在の者は調査対象外とする。

4 調査期間

令和6年7月18日（木）～令和6年9月5日（木）

5 調査結果の概要

（1）調査回答校

小学校	51校
中学校	26校

（2）調査回答教職員数

	合計	校長	教頭	主幹 教諭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	事務 職員
小学校	1,152人	49人	50人	31人	901人	48人	20人	53人
中学校	591人	25人	26人	20人	467人	24人	4人	27人
合計	1,743人	74人	76人	51人	1,368人	70人	24人	80人

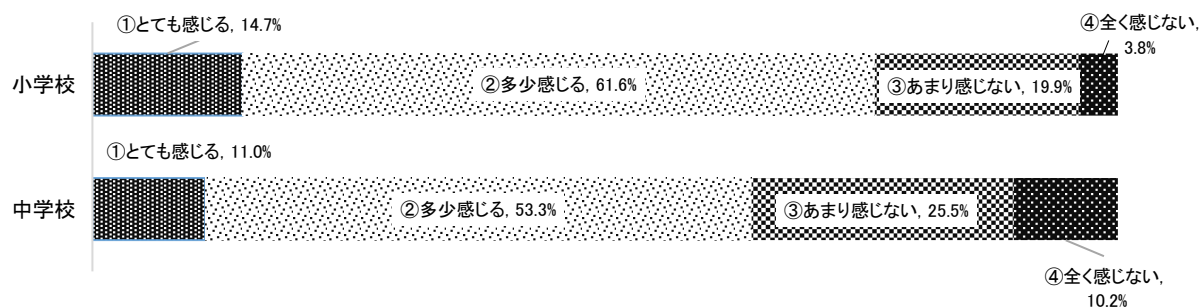
6 その他

各調査結果において，選択肢の項目の先頭に付してある番号は，各選択肢の整理番号であり，参考に各調査における各選択肢の一覧を巻末に掲載している。

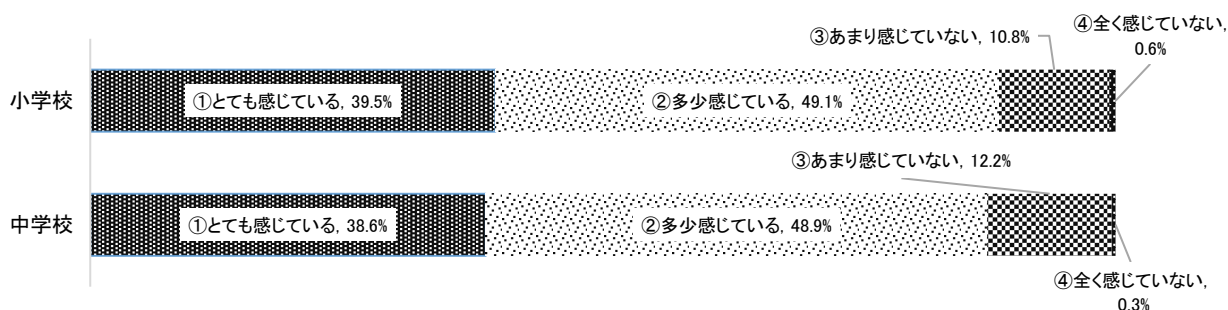
Ⅱ 働き方改革に係る教職員の意識調査結果

1 働き方改革に係る具体的な取組に関する意識調査

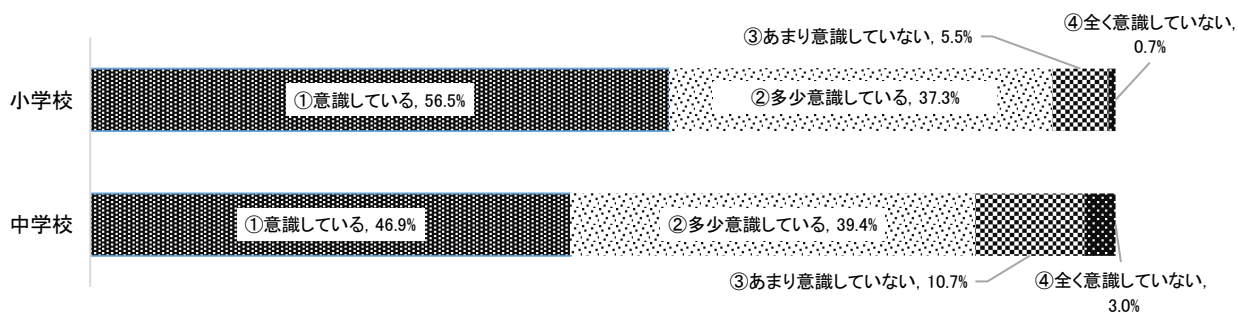
(1) 学校において働き方改革が進んでいると感じますか。



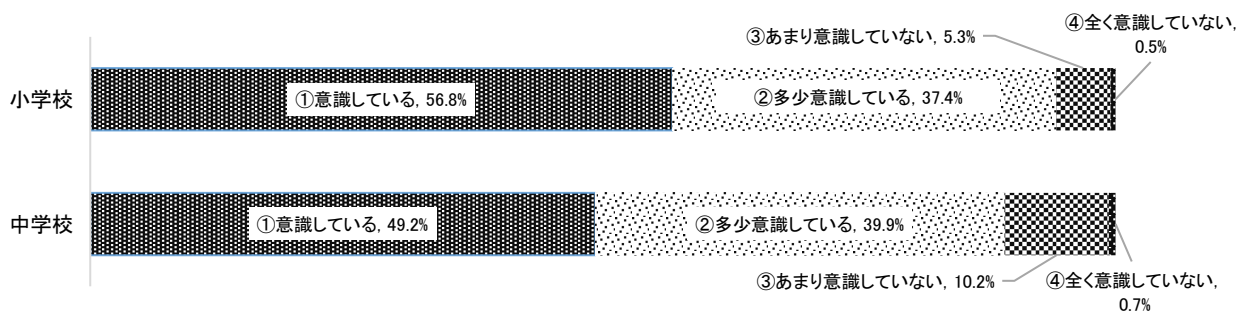
(2) 現在、業務に「多忙感」を感じていますか。



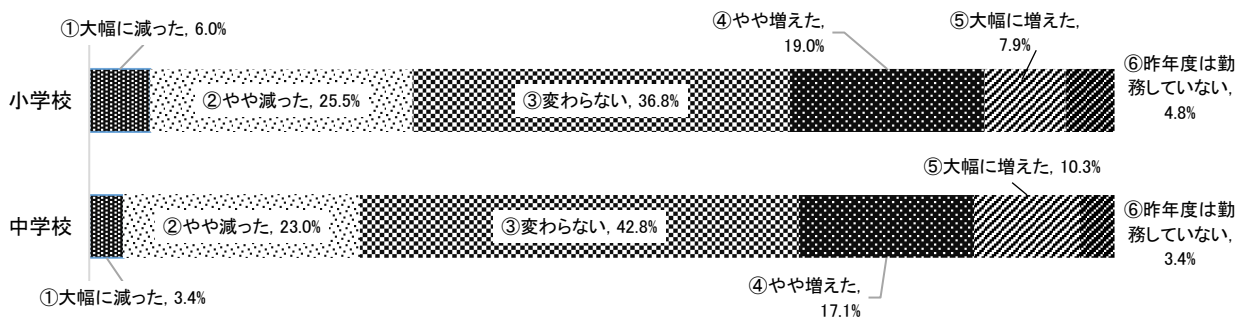
(3) 日頃、勤務時間（出退勤時間や時間外勤務など）を意識して勤務していますか。



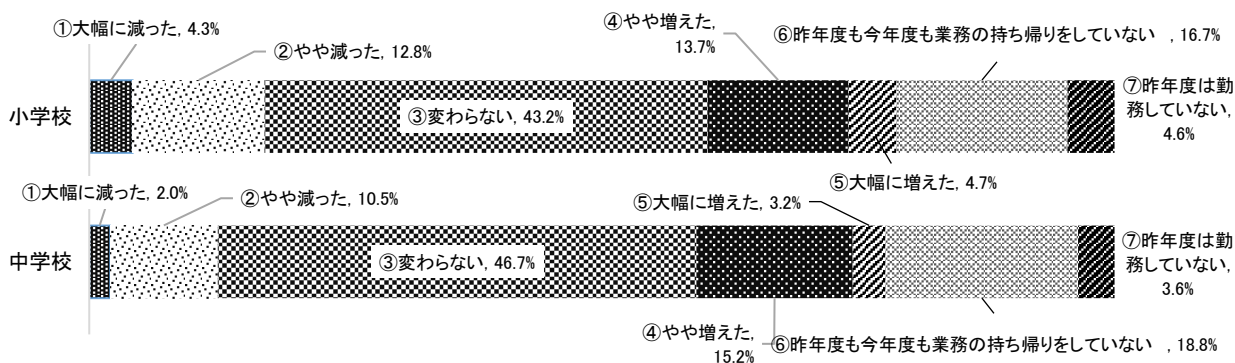
(4) 日頃、時間外勤務を減らそうと意識していますか。



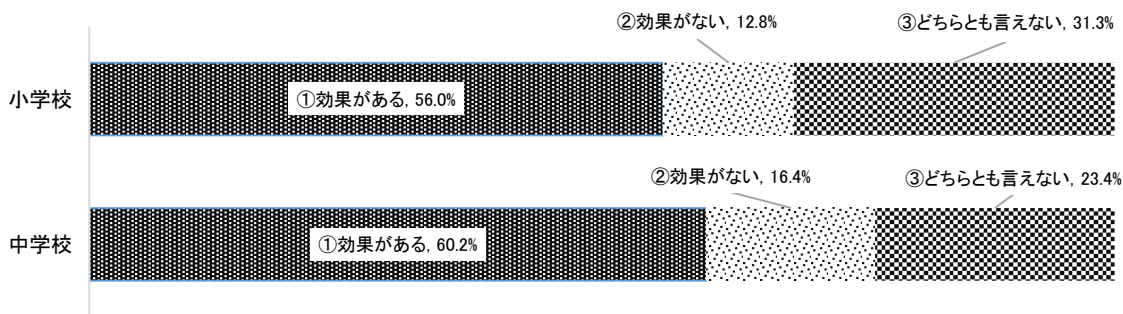
(5) 昨年度と比べ、勤務時間に変化はありますか。



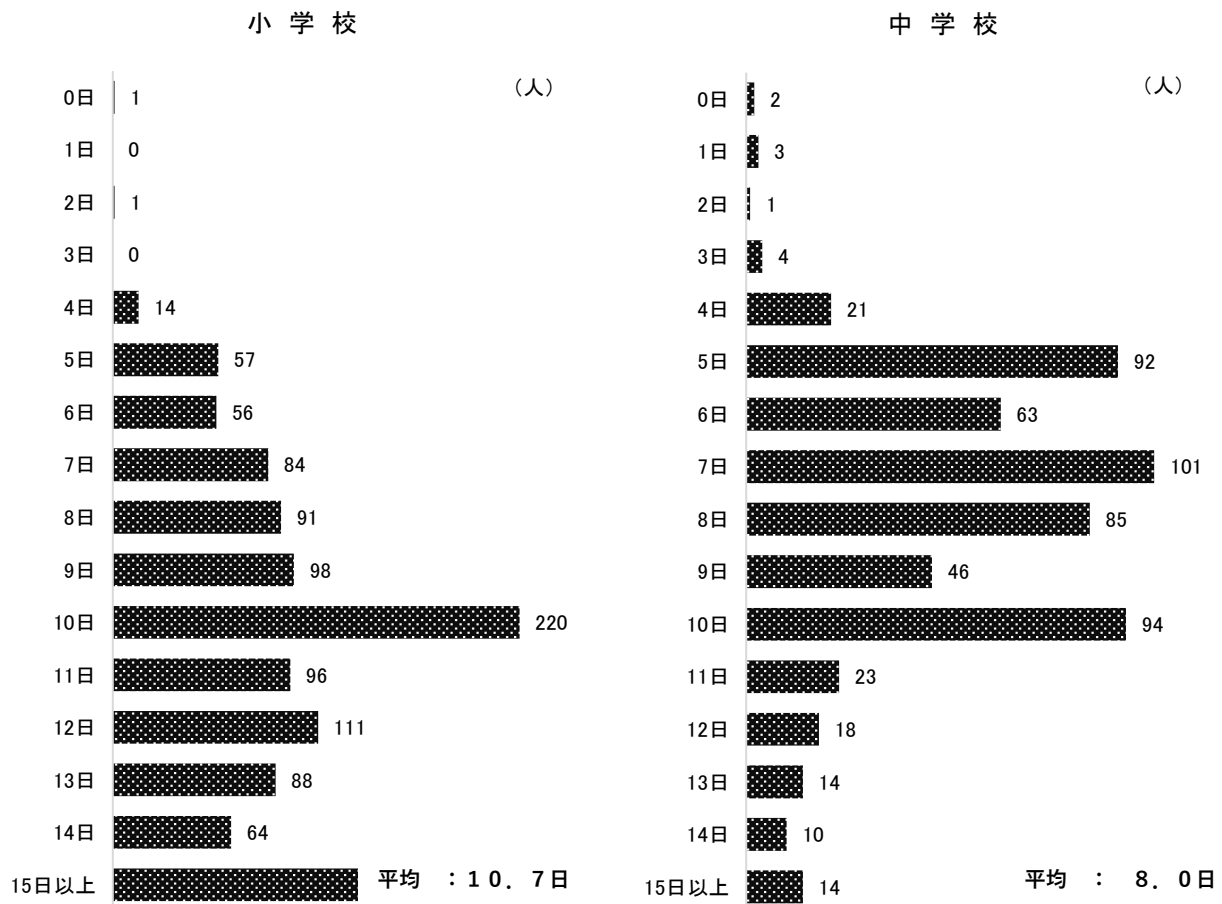
(6) 昨年度と比べ、自宅への持ち帰り業務に変化はありますか。



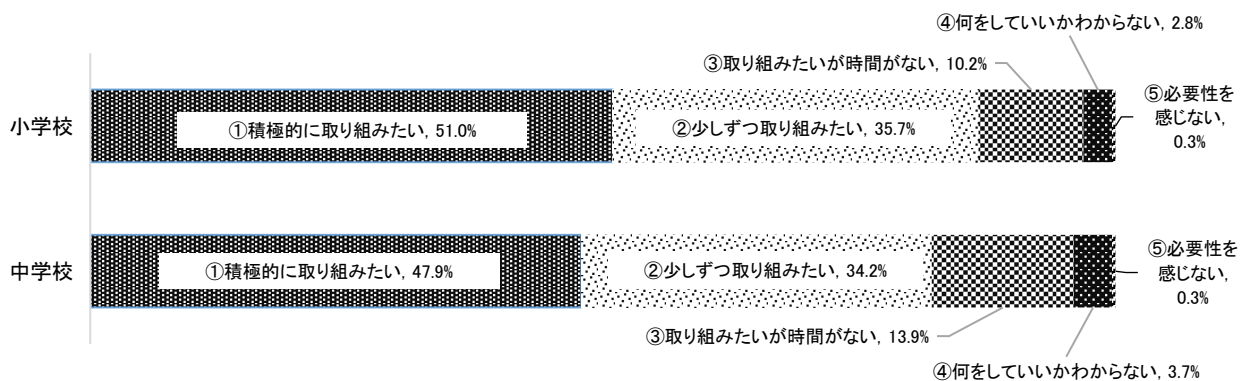
(7) 学校閉庁日の設定は、休暇取得の促進に効果があると感じますか。



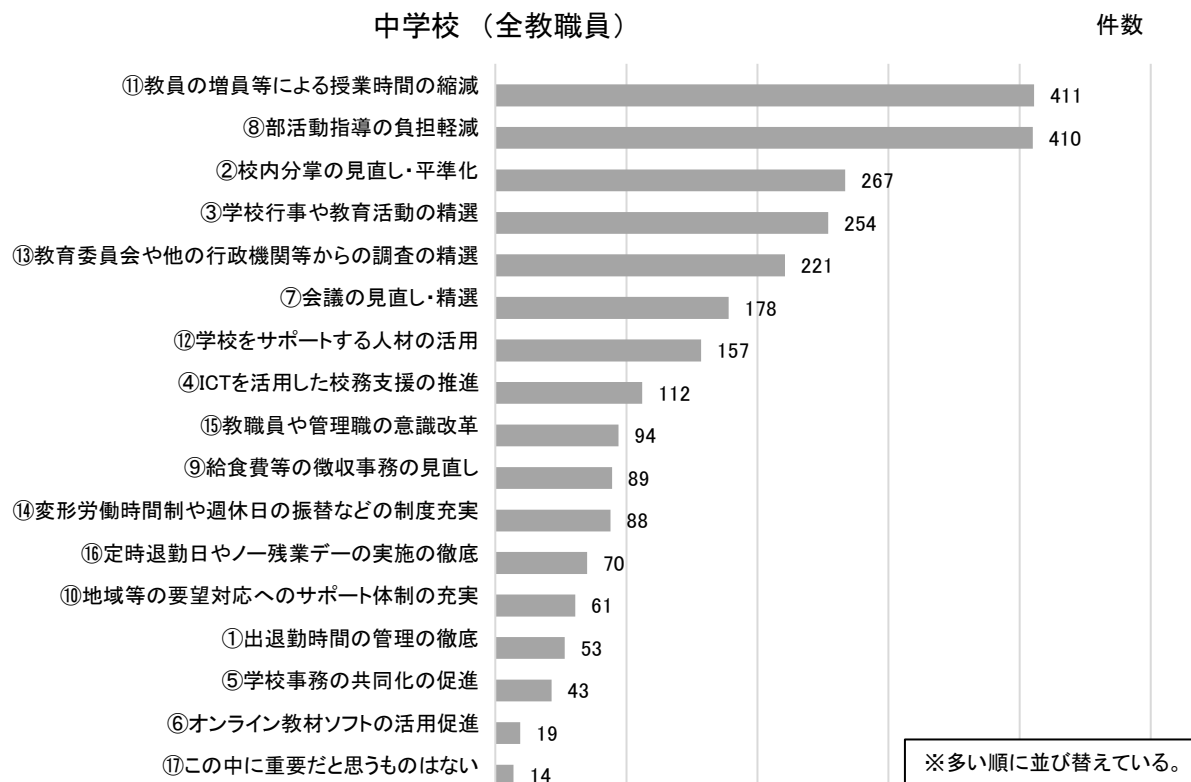
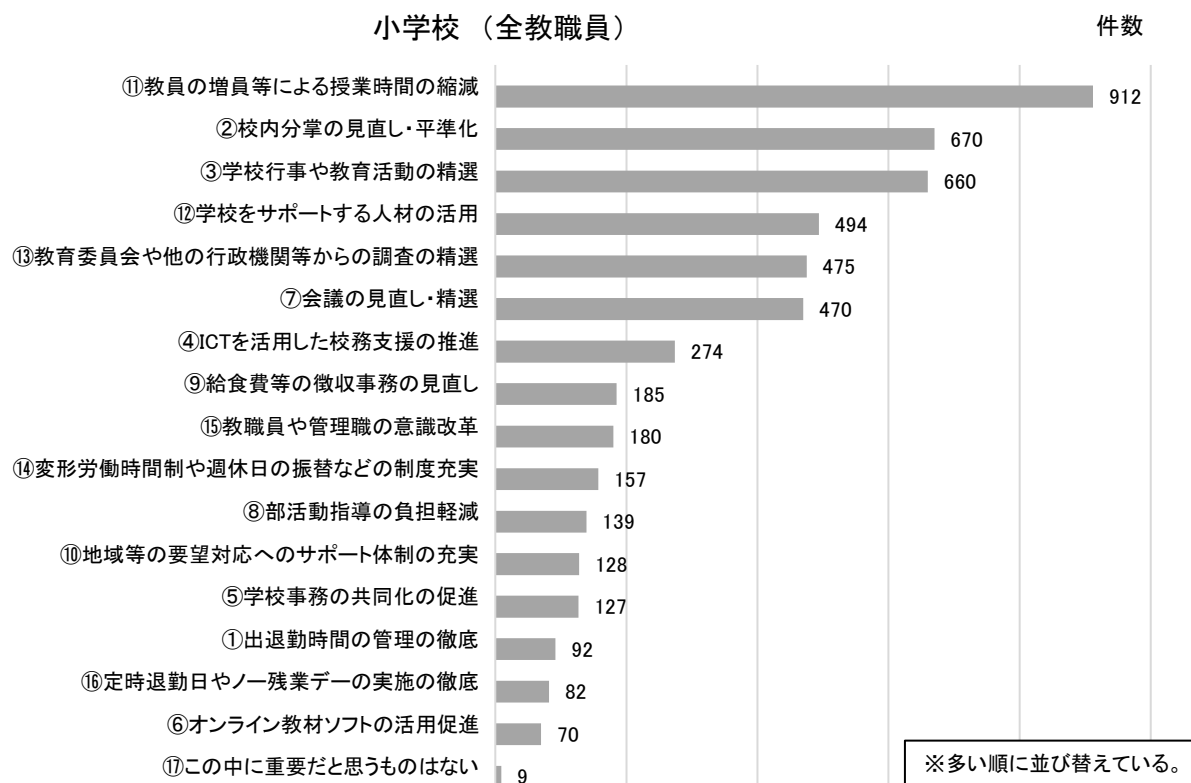
(8) 夏季休業期間中に年次有給休暇と夏季休暇を合計で何日取得しますか（しましたか）。



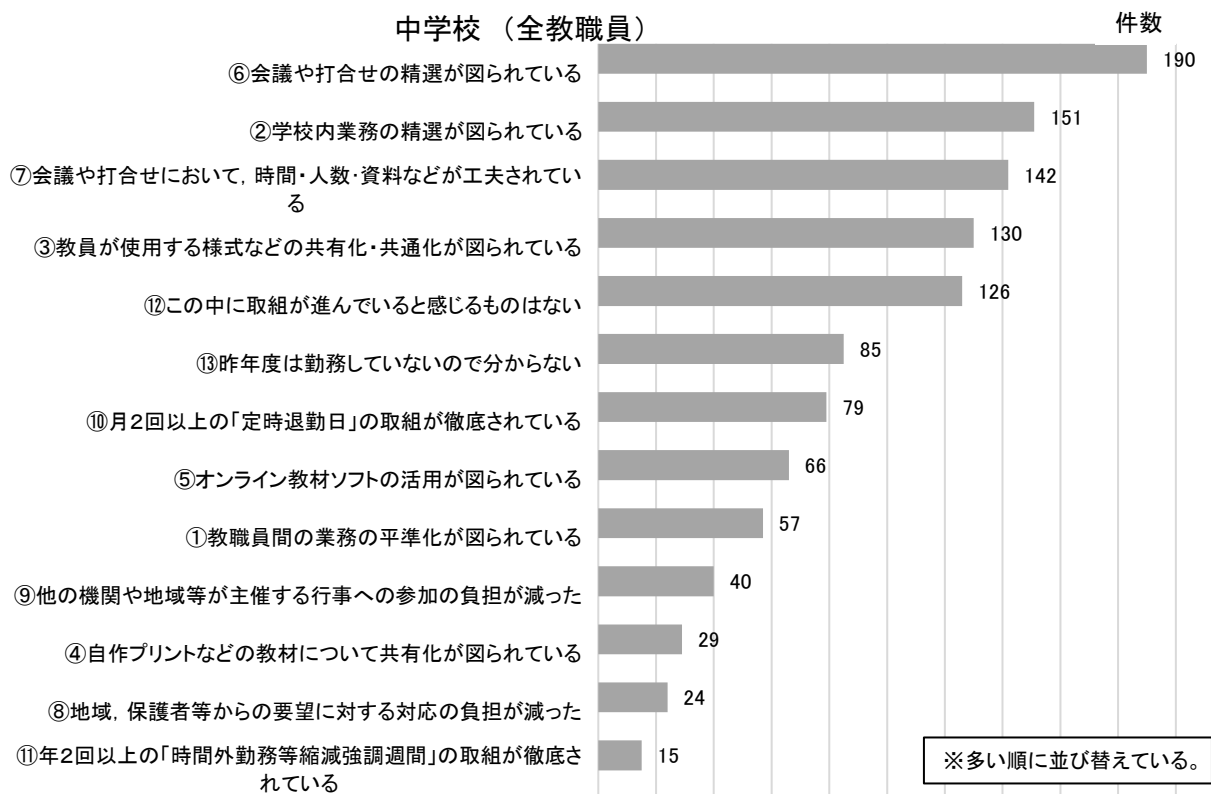
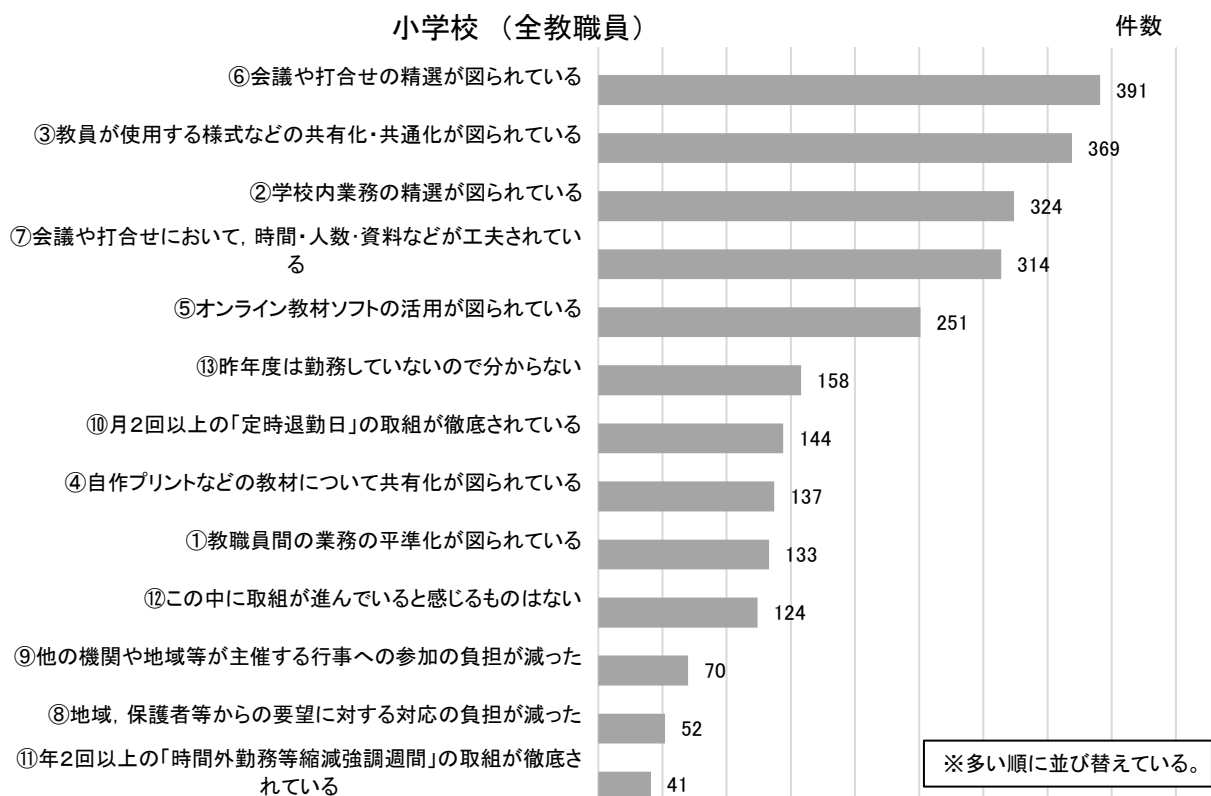
(9) 働き方改革を進めるための業務内容の見直しや改善について、どのように考えていますか。



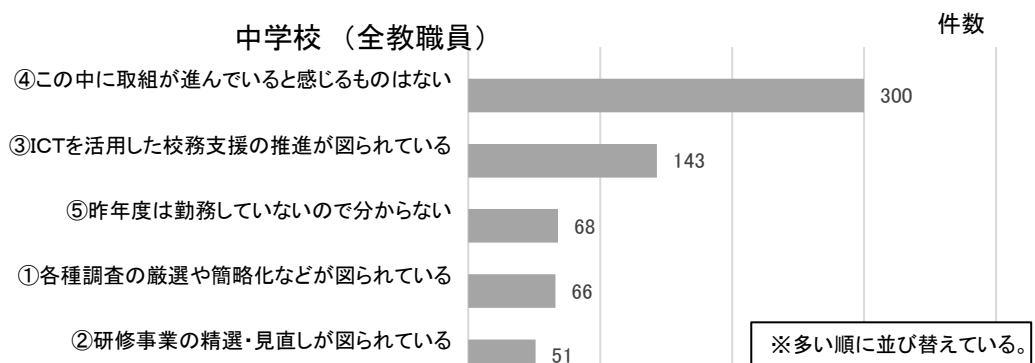
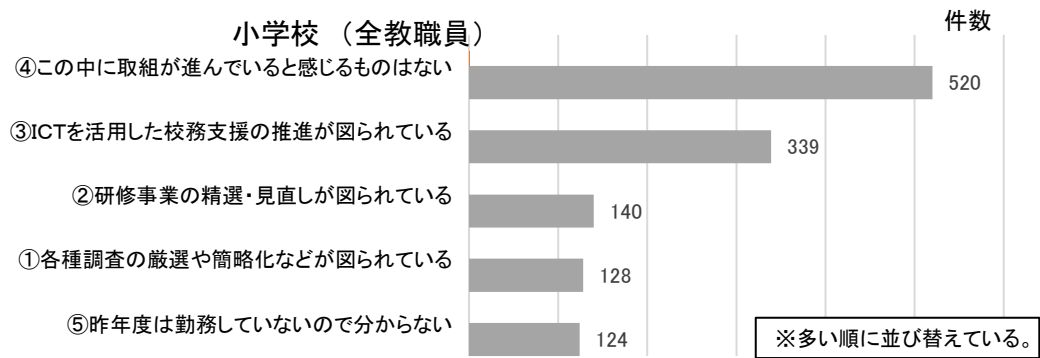
(10) 教職員の忙しさや負担感を解消するために重要だと考える項目について。
(複数回答)



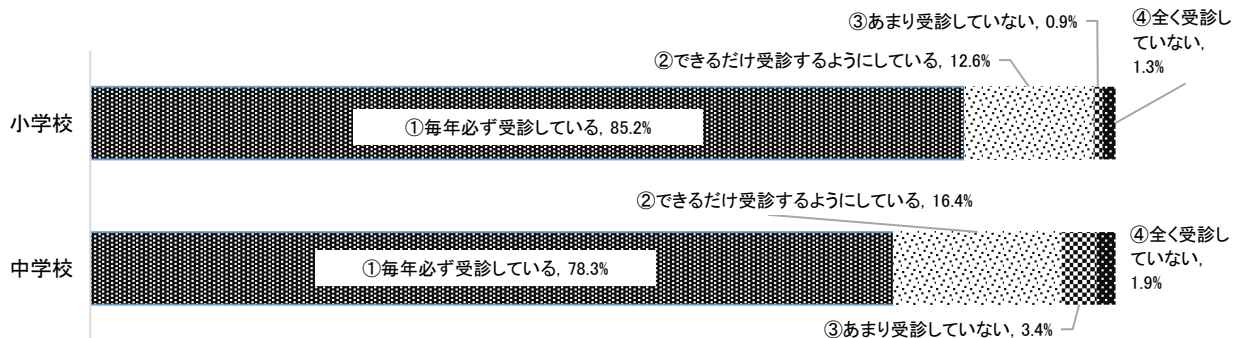
(11) 昨年度に比べ、勤務している学校の取組が進んでいると感じる項目について。
(複数回答)



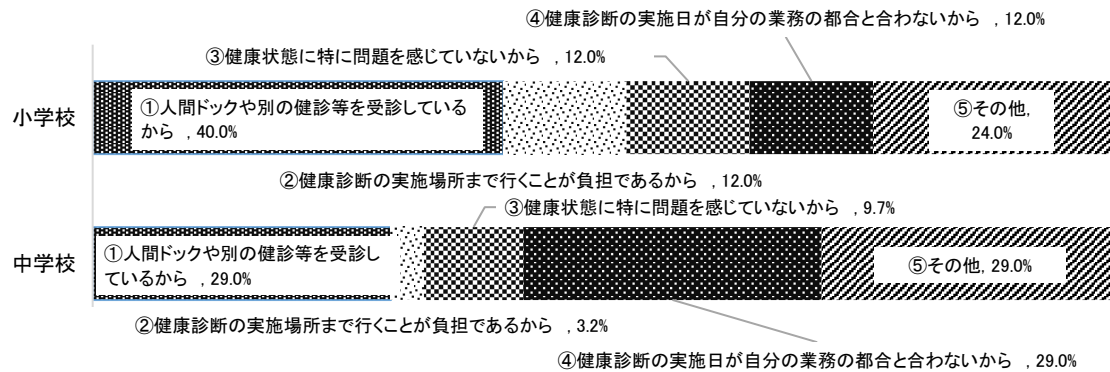
(12) 昨年度に比べ、教育委員会による取組が進んでいると感じるものは何ですか。
(複数回答)



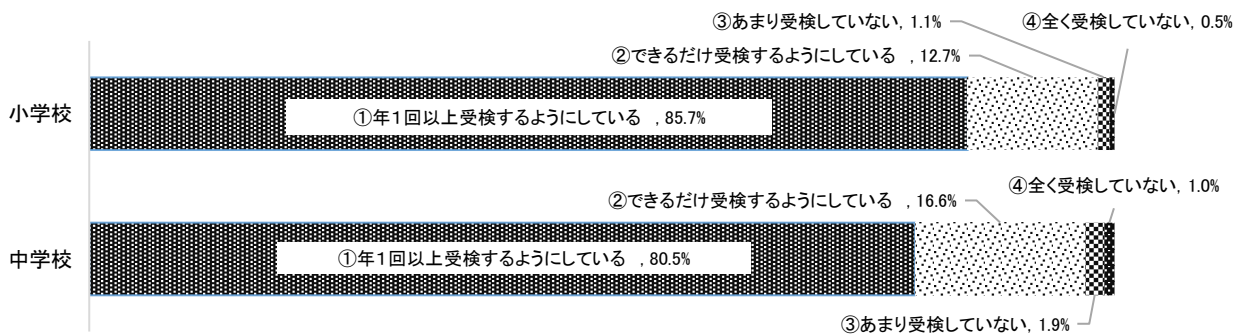
(13) 教育委員会が実施している定期健康診断を受診していますか。



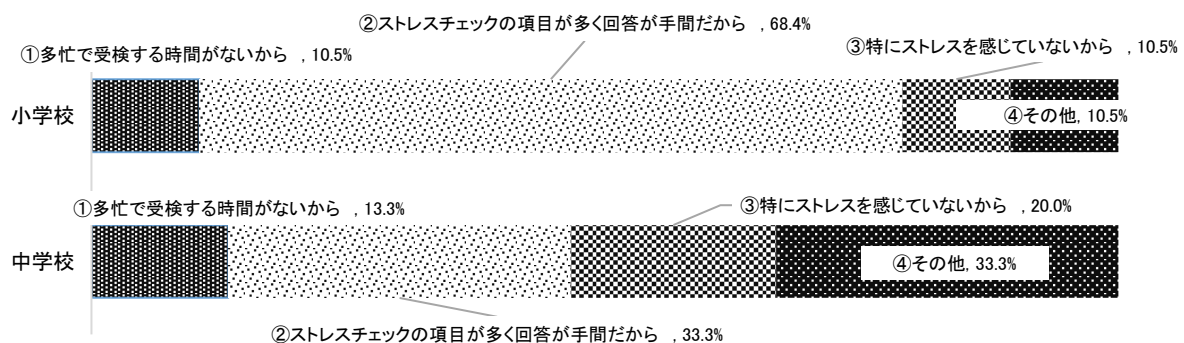
(14) 定期健康診断を受診していない理由は何ですか。



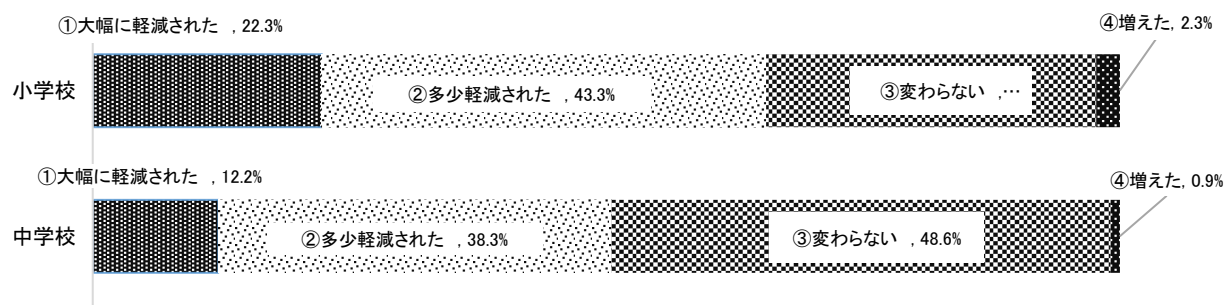
(15) 教育委員会が実施しているストレスチェックを受検していますか。



(16) ストレスチェックを受検していない理由は何ですか。



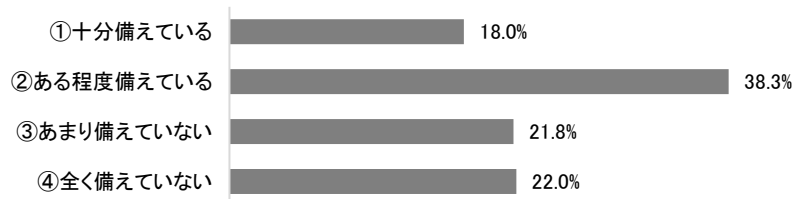
(17) スクールサポートスタッフの配置により、自分の業務の負担に変化はありましたか。



2 中学校における部活動に関する意識調査

※以下の設問は中学校で部活動の顧問又は副顧問を担当している教職員のみを対象としている。

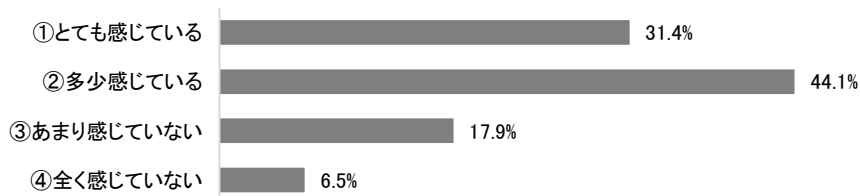
(1) 部活動指導に関する専門的な知識や技術を備えていますか。



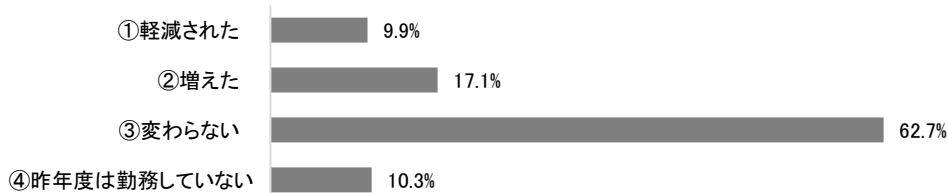
(2) 部活動の活動時間や休養日は適切に行われていますか。



(3) 現在、部活動指導に係る業務に「負担感」を感じていますか。



(4) 昨年度と比べ、部活動指導に係る業務の負担に変化はありますか。



(5) 部活動指導員の配置により効果がありましたか。(複数回答)

※この設問は部活動指導員が配置されている中学校で、
部活動の顧問又は副顧問を担当している教職員のみを対象としている。



各調査項目における各選択肢の一覧

設問内容		選択肢等	調査対象
1 働き方改革に係る意識調査			
(1)	学校において働き方改革が進んでいると感じますか。	①とても感じる ②多少感じる ③あまり感じない ④全く感じない	全員
(2)	現在、業務に「多忙感」を感じていますか。	①とても感じている ②多少感じている ③あまり感じていない ④全く感じていない	全員
(3)	日頃、勤務時間(出退勤時間や時間外勤務など)を意識して勤務していますか。	①意識している ②多少意識している ③あまり意識していない ④全く意識していない	全員
(4)	日頃、時間外勤務を減らそうと意識していますか。	①意識している ②多少意識している ③あまり意識していない ④全く意識していない	全員
(5)	昨年度と比べ、勤務時間に変化はありますか。	①大幅に減った ②やや減った ③変わらない ④やや増えた ⑤大幅に増えた ⑥昨年度は勤務していない	全員
(6)	昨年度と比べ、自宅への持ち帰り業務に変化はありますか。	①大幅に減った ②やや減った ③変わらない ④やや増えた ⑤大幅に増えた ⑥昨年度も今年度も業務の持ち帰りをしていない ⑦昨年度は勤務していない	全員
(7)	学校閉庁日の設定は、休暇取得の促進に効果があると感じますか。	①効果がある ②効果がない ③どちらとも言えない	全員
(8)	夏季休業期間中に年次有給休暇と夏季休暇を合計で何日取得しますか(しましたか)。	(日)	全員
(9)	働き方改革を進めるための業務内容の見直しや改善について、どのように考えていますか。	①積極的に取り組みたい ②少しずつ取り組みたい ③取り組みたいが時間がない ④何をしたいかわからない ⑤必要性を感じない	全員
(10)	教職員の忙しさや負担感を解消するために重要だと考える項目について(複数回答)	①出退勤時間の管理の徹底 ②校内分掌の見直し・平準化 ③学校行事や教育活動の精選 ④ICTを活用した校務支援の推進 ⑤学校事務の共同化の促進 ⑥オンライン教材ソフトの活用促進 ⑦会議の見直し・精選 ⑧部活動指導の負担軽減 ⑨給食費等の徴収事務の見直し ⑩地域等の要望対応へのサポート体制の充実 ⑪教員の増員等による授業時間の縮減 ⑫学校をサポートする人材の活用 ⑬教育委員会や他の行政機関等からの調査の精選 ⑭変形労働時間制や週休日の振替などの制度充実 ⑮教職員や管理職の意識改革 ⑯定時退勤日やノー残業デーの実施の徹底 ⑰この中に重要だと思うものはない	全員
(11)	昨年度に比べ、勤務している学校の取組が進んでいると感じる項目について。(複数回答)	①教職員間の業務の平準化が図られている ②学校内業務の精選が図られている ③教員が使用する様式などの共有化・共通化が図られている ④自作プリントなどの教材について共有化が図られている ⑤オンライン教材ソフトの活用が図られている ⑥会議や打合せの精選が図られている ⑦会議や打合せにおいて、時間・人数・資料などが工夫されている ⑧地域、保護者等からの要望に対する対応の負担が減った ⑨他の機関や地域等が主催する行事への参加の負担が減った ⑩月2回以上の「定時退勤日」の取組が徹底されている ⑪年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の取組が徹底されている ⑫この中に取組が進んでいると感じるものはない ⑬昨年度は勤務していないので分からない	全員
(12)	昨年度に比べ、教育委員会による取組が進んでいると感じるものは何ですか。(複数回答)	①各種調査の厳選や簡略化などが図られている ②研修事業の精選・見直しが図られている ③ICTを活用した校務支援の推進が図られている ④この中に取組が進んでいると感じるものはない ⑤昨年度は勤務していないので分からない	全員
(13)	教育委員会が実施している定期健康診断を受診していますか。	①毎年必ず受診している ②できるだけ受診するようにしている ③あまり受診していない ④全く受診していない	全員
(14)	定期健康診断を受診していない理由は何ですか。	①人間ドックや別の健診等を受診しているから ②健康診断の実施場所まで行くことが負担であるから ③健康状態に特に問題を感じていないから ④健康診断の実施日が自分の業務の都合と合わないから ⑤その他()	設問(13)で、③又は④と回答した場合
(15)	教育委員会が実施しているストレスチェックを受検していますか。	①年1回以上受検するようにしている ②できるだけ受検するようにしている ③あまり受検していない ④全く受検していない	全員
(16)	ストレスチェックを受検していない理由は何ですか。	①多忙で受検する時間がないから ②ストレスチェックの項目が多く回答が手間だから ③特にストレスを感じていないから ④その他()	設問(15)で、③又は④と回答した場合
(17)	スクールサポートスタッフの配置により、自分の業務の負担に変化はありましたか。	①大幅に軽減された ②多少軽減された ③変わらない ④増えた	スクールサポートスタッフ配置校の教職員のみ
2 中学校における部活動に関する意識調査			
(1)	部活動指導に関する専門的な知識や技術を備えていますか。	①十分備えている ②ある程度備えている ③あまり備えていない ④全く備えていない	部活動の顧問又は副顧問のみ
(2)	部活動の活動時間や休業日の設定は、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」や自校の「学校の部活動に係る方針」に基づき、適切に行われていますか。	①行われている ②行われていない	同上
(3)	現在、部活動指導に係る業務に「負担感」を感じていますか。	①とても感じている ②多少感じている ③あまり感じていない ④全く感じていない	同上
(4)	昨年度と比べ、部活動指導に係る業務の負担に変化はありますか。	①軽減された ②増えた ③変わらない ④昨年度は勤務していない	同上
(5)	部活動指導員の配置により効果はありましたか。(複数回答)	①部活動指導に携わる時間が短縮された ②生徒の安全確保等、指導体制が充実された ③部活動指導に係る専門的な知識・技術が参考になった ④生徒の技能が向上した ⑤指導員が配置される前と変わらない	部活動指導員が配置されている部活動の顧問等のみ